



平成 24 年 5 月 21 日

各 位

会社名 東京電力株式会社
代表者名 取締役社長 西澤 俊夫
(コード番号：9501 東証・大証・名証 1 部)
問合せ先 総務部株式グループマネージャー 大槻 陸夫
(TEL. 03-6373-1111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件 (1)」及び「定款一部変更の件 (2)」を平成 24 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「定款一部変更の件 (1)」について

- ① 当社は、本日公表の「第三者割当による優先株式発行に関するお知らせ」に記載のとおり、財務基盤の強化と資金確保を目的として、原子力損害賠償支援機構に対する募集株式（A種優先株式及びB種優先株式。以下A種優先株式及びB種優先株式をあわせて「本優先株式」といいます。）の発行による第三者割当増資を実施することといたしましたので、発行可能株式総数（第 6 条）を変更するとともに、本優先株式の発行に伴う関係規定を新設するなど所要の変更を行うものであります。

なお、会社法の規定に基づき、変更案第 6 条における各種類の株式の発行可能種類株式総数は、発行可能株式総数にかかわらず、取得請求権の行使により発行されうる当該種類の株式の最大株式数以上となるように設定しております。但し、実際に発行できる株式の総数は発行可能株式総数の範囲内となります。

また、本優先株式の発行については、定時株主総会において、特別決議によるご承認をいただくこととしております。

- ② 経営機構を委員会設置会社に変更し、経営の客観性・透明性を高めるとともに、取締役の員数を削減することといたしましたので、機関（第 4 条）の変更や執行役、委員会に関する規定の新設など委員会設置会社への移行に伴う所要の変更を行うとともに、取締役の定員（第 19 条）を変更するものであります。また、社外取締役の招聘に資するよう責任限定契約に関する規定を新設するとともに、執行役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう執行役の責任免除に関する規定もあわせて新設するものであります。

なお、変更案のうち、第 29 条第 2 項及び第 36 条につきましては、各監査役の同意を得ております。

- ③ 商号（第 1 条）の英文表示を、広く使われている表示方法に変更するものであります。
④ 以上の変更に伴い、現行定款の各規定の条数を整備するものであります。

(2) 「定款一部変更の件 (2)」について

本優先株式が発行されることとなった場合には、本優先株式に付された取得請求権の行使の対価として普通株式等を交付する場合に備え、発行可能株式総数をさらに増加させる必要があります。このため、本優先株式のすべてについての払込金額の払込みがなされることを条件として、「定款一部変更の件 (1)」による変更後の発行可能株式総数（第 6 条）の規定をさらに変更するものであります。

なお、本件に係る定款一部変更は、本優先株式のすべてについての払込金額の払込みがなされた日にその効力が生じるものといたします。

2. 定款変更の内容

定款変更の具体的な内容については、別紙のとおりであります。

3. 日程

平成 24 年 5 月 21 日	取締役会決議
平成 24 年 6 月 27 日（予定）	定時株主総会
	定款一部変更の件(1)に係る定款変更の効力発生日
平成 24 年 7 月 25 日（予定）	定款一部変更の件(2)に係る定款変更の効力発生日（※）

※本優先株式のすべてについての払込金額の払込みがなされた日にその効力が生じます。なお、本優先株式は、平成 24 年 7 月 25 日を払込日として予定しておりますが、その発行に際しては会社法上の払込期間を平成 24 年 7 月 11 日から同年 7 月 25 日までと決議しており、当社と機構との間の株式引受契約に定めるクロージングに係る前提条件の充足時期によっては、払込日が上記払込期間の範囲で繰り上がる場合があります。

以 上

定款一部変更の件 (1)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(商 号) 第1条 本会社は、東京電力株式会社と称し、英文では、<u>The Tokyo Electric Power Company, Incorporated</u> と表示する。 (機 関) 第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> (発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は<u>18億株</u>とする。 <新 設> (自己の株式の取得) 第7条 <条文省略> (単元株式数) 第8条 本会社の単元株式数は<u>100株</u>とする。 (単元未満株式についての権利) 第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 <新 設> 2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利 3. 次条に定める請求をする権利	(商 号) 第1条 本会社は、東京電力株式会社と称し、英文では、Tokyo Electric Power Company, Incorporated と表示する。 (機 関) 第4条 本会社は、<u>委員会設置会社として株主総会</u>及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> <削 除> 3. <u>会計監査人</u> (発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は<u>64億株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は<u>普通株式350億株、A種優先株式50億株、B種優先株式5億株</u>とする。 (優先株式) 第7条 <u>A種優先株式の内容は別紙1のとおり、また、B種優先株式の内容は別紙2のとおりとする。</u> (自己の株式の取得) 第8条 <現行どおり> (単元株式数) 第9条 本会社の単元株式数は、<u>普通株式及びA種優先株式については100株とし、B種優先株式については10株</u>とする。 (単元未満株式についての権利) 第10条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. <現行どおり> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <現行どおり> 4. <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
(単元未満株式の買増) 第10条 <条文省略> } (基準日) 第13条 <条文省略> 第3章 株主総会 (定時及び臨時株主総会) 第14条 <条文省略> (招集者及び議長) 第15条 株主総会は、社長が、これを招集しその議長となる。社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。 (株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供) 第16条 <条文省略> } (議決権の代理行使) 第18条 <条文省略> <新 設> 第4章 取締役及び取締役会 (定 員) 第19条 本会社の取締役は20名以内とする。	(単元未満株式の買増) 第11条 <現行どおり> } (基準日) 第14条 <現行どおり> 第3章 株主総会及び種類株主総会 (定時及び臨時株主総会) 第15条 <現行どおり> (招集者及び議長) 第16条 株主総会は、取締役会の決議をもって定めた取締役が、これを招集しその議長となる。当該取締役に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。 (株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供) 第17条 <現行どおり> } (議決権の代理行使) 第19条 <現行どおり> (種類株主総会) 第20条 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 3. 第14条第1項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。 4. 第16条、第17条及び第19条の規定は、種類株主総会について準用する。 第4章 取締役、取締役会及び委員会 (定 員) 第21条 本会社の取締役は11名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
(選 任) 第20条 <条文省略> (任 期) 第21条 <条文省略> (取締役会の権限等) 第22条 取締役会は、取締役をもって組織し、<u>本会社の業務執行を決定する。</u> <新 設> (取締役会の招集者及び議長) 第23条 取締役会は、社長が、これを招集しその議長となる。<u>社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u> (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の2日前に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (取締役会の決議方法) 第25条 <条文省略> (代表取締役) 第26条 <u>取締役会の決議により、社長1名を選定し、なお副社長若干名を選定することができる。</u> 2. <u>社長及び副社長は、これを代表取締役とする。</u> (代表取締役の業務執行) 第27条 社長は、取締役会の決議に基き、<u>本会社の業務を統轄する。</u> 2. <u>副社長は、社長を補佐し、本会社の業務を執行する。</u> 3. <u>社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により、他の代表取締役がその職務を代行する。</u>	(選 任) 第22条 <現行どおり> (任 期) 第23条 <現行どおり> (取締役会の権限等) 第24条 取締役会は、取締役をもって組織する。 2. <u>取締役会は、本会社の業務執行を決定し、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。</u> (取締役会の招集者及び議長) 第25条 取締役会は、<u>取締役会の決議をもって定めた取締役が</u>、これを招集しその議長となる。<u>当該取締役</u>に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。 (取締役会の招集通知) 第26条 取締役会招集の通知は、各取締役に対して、会日の2日前に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (取締役会の決議方法) 第27条 <現行どおり> <削 除> <削 除>

現 行 定 款	変 更 案
(会 長) 第28条 取締役会の決議により、会長1名を選定することができる。 2. 会長は、これを代表取締役とする。 3. 会長を選定した場合には、<u>第15条及び第23条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</u> <u>(業務担当取締役)</u> 第29条 <u>取締役会の決議により、本会社の業務を執行する取締役として、常務取締役若干名を選定することができる。</u> (取締役の責任免除) 第30条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その取締役の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。 ＜新 設＞ ＜新 設＞ 第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (定 員) 第31条 <u>本会社の監査役は7名以内とする。</u>	(<u>取締役会長</u>) 第28条 取締役会の決議により、<u>取締役会長</u>1名を選定することができる。 ＜削 除＞ 2. <u>取締役会長を選定した場合には、第25条の規定にかかわらず、取締役会長が、取締役会を招集しその議長となる。</u> ＜削 除＞ (取締役の責任免除) 第29条 ＜現行どおり＞ 2. <u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、その社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、その社外取締役の同法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる。</u> <u>(各委員会の委員及び委員長の選定)</u> 第30条 <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員及び委員長は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。</u> <u>(各委員会の権限等)</u> 第31条 <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の各委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u> 2. <u>各委員会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めのある場合のほかは、取締役会の定めるところによる。</u> ＜削 除＞ ＜削 除＞

現 行 定 款	変 更 案
<u>(選 任)</u> 第32条 <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	<削 除>
<u>(任 期)</u> 第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u>	<削 除>
<u>(常任監査役)</u> 第34条 <u>監査役会の決議により、常任監査役若干名を選定する。常任監査役は常勤とする。</u>	<削 除>
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第35条 <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対して、会日の2日前に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	<削 除>
<u>(監査役会の決議方法)</u> 第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合のほかは、監査役の過半数をもって行う。</u>	<削 除>
<u>(監査役の責任免除)</u> 第37条 <u>本会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その監査役の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。</u>	<削 除>
<新 設>	第5章 執行役
<新 設>	<u>(選 任)</u> 第32条 <u>執行役は、取締役会の決議により選任する。</u>
<新 設>	<u>(任 期)</u> 第33条 <u>執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
	2. 補欠又は増員のため選任された執行役の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間と同一とする。 (代表執行役) 第34条 取締役会の決議により、執行役の中から代表執行役を選定する。 (役付執行役) 第35条 取締役会の決議により、執行役社長1名を選定するほか、執行役副社長その他の役付執行役各若干名を選定することができる。 (執行役の責任免除) 第36条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、執行役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その執行役の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。
(事業年度) 第38条 <条文省略> } (剰余金の配当の除斥期間) 第40条 <条文省略>	(事業年度) 第37条 <現行どおり> } (剰余金の配当の除斥期間) 第39条 <現行どおり>
<新 設>	附 則
<新 設>	(経過措置) 第1条 第88回定時株主総会終結前の監査役の責任については、当該株主総会における改正前の定款第37条の規定はなお効力を有する。

(以下はすべて新設)

変 更 案
別紙1 A種優先株式の内容 1. 剰余金の配当 (1) A種優先期末配当金 本会社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(200円。但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当

変 更 案

て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当年率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)(以下「A種優先配当基準金額」という。)を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して下記(3)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

(2) A種優先配当年率

A種優先配当年率＝日本円TIBOR(12ヶ月物)＋0.25%

なお、A種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、各事業年度の初日(但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日)(以下「A種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日(当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日)において、ロンドン時間午前11時にReuters3750 ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いる。

(3) A種優先中間配当金

本会社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を、剰余金の中間配当金として支払う。

(4) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払うA種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がA種優先配当基準金額に達しないときは、そのA種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(6) 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

2. 残余財産の分配

(1) A種優先残余財産分配金

本会社は、残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(3)に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 経過A種優先配当金相当額

変 更 案

経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。))において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。))から分配日(同日を含む。))までの日数に、A種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。))をいう。但し、分配日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

3. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。A種優先株式の1単元の株式数は100株とする。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、本会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。))の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下「普通株式対価取得請求」という。))、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくA種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日(以下「普通株式対価取得請求日」という。))において、剰余授權株式数(以下に定義される。以下同じ。))が請求対象普通株式総数(以下に定義される。以下同じ。))を下回る場合には、(i)各A種優先株主による普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。))のA種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるA種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るA種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたA種優先株式の数に応じた比例按分その他本会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における本会社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式(自己株式(普通株式に限る。))を除く。))の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。))の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたA種優先株式の数に、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。))を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。))をいう。

(2) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。))を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数がある

変 更 案

ときは、これを切り捨てるものとし、会社法第 167 条第 3 項に従い金銭を交付する。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、200 円とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、A 種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価(以下に定義される。)の 90%に修正される(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。但し、修正後取得価額が 300 円(以下「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が 30 円(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記(5)の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の 5 連続取引日(以下「取得価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)とする。但し、A 種優先株主及び本会社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合(A 種優先株主及び本会社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。)、当該元引受契約を締結した旨を本会社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間に A 種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、本会社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ 120 取引日目に始まる連続する 20 取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に定める事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)の平均値は下記(5)に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。

(5) 取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額(なお、取得価額が本(5)により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における本会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。)並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。)」, 「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{ccccc} \text{調 整 後} & & \text{調 整 前} & & \text{分割前発行済普通株式数} \\ \text{取得価額} & = & \text{取得価額} & \times & \frac{\quad}{\text{分割後発行済普通株式数}} \end{array}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccc} \text{調 整 後} & & \text{調 整 前} & & \text{併合前発行済普通株式数} \\ \text{取得価額} & = & \text{取得価額} & \times & \frac{\quad}{\text{併合後発行済普通株式数}} \end{array}$$

③ 下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本

変 更 案

会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。))により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。))の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{c} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{－本会社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \frac{\text{1株当たり} \\ \text{払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\begin{array}{c} \text{(発行済普通株式数－本会社が保有する普通株式の数)} \\ \text{＋新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

④ 本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。))に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

⑤ 行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はA種

変 更 案

優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。

① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③ その他、発行済普通株式数(但し、本会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

(6) 合理的な措置

上記(3)乃至(5)に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、本会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

5. B種優先株式を対価とする取得請求権

(1) B種優先株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、本会社に対して、下記(2)に定める数のB種優先株式(以下「請求対象B種優先株式」という。)の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下「B種優先株式対価取得請求」という。)、本会社は、当該B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象B種優先株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

(2) A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数は、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に0.1を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

6. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

① 本会社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。

② 本会社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当

変 更 案	
てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。 ③ 本会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。	
7. 法令変更等	法令の変更等に伴い本別紙1の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、本会社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

変 更 案	
別紙2	
B種優先株式の内容	
1. 剰余金の配当	
(1) B種優先期末配当金	本会社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(2,000円。但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当率(以下「B種優先配当率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)(以下「B種優先配当基準金額」という。)を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して下記(3)に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。
(2) B種優先配当率	B種優先配当率＝日本円TIBOR(12ヶ月物)＋0.5% なお、B種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、各事業年度の初日(但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日)(以下「B種優先配当率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、B種優先配当率決定日(当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日)において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いる。
(3) B種優先中間配当金	本会社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議

変 更 案

で定める額の金銭(以下「B種優先中間配当金」という。)を、剰余金の中間配当金として支払う。

(4) 非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払うB種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がB種優先配当基準金額に達しないときは、そのB種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(6) 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

2. 残余財産の分配

(1) B種優先残余財産分配金

本会社は、残余財産の分配を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(3)に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 経過B種優先配当金相当額

経過B種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に、B種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)をいう。但し、分配日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

3. 議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。B種優先株式の1単元の株式数は10株とする。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、本会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下「普通株式対価取得請求」という。)、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくB種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日(以下「普通株式対価

変 更 案

取得請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。以下同じ。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。以下同じ。)を下回る場合には、(i)各B種優先株主による普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。)のB種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるB種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るB種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するB種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分その他本会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における本会社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式(自己株式(普通株式に限る。))を除く。)の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、B種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたB種優先株式の数に、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)をいう。

(2) B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価(以下に定義される。)の90%に修正される(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。但し、修正後取得価額が300円(以下「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記(5)の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日(以下「取得価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。但し、B種優先株主及び本会社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合(B種優先株主及び本会社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。)、当該元引受契約を締結した旨を本会社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にB種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、本会社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とす

変 更 案

る。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に定める事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)の平均値は下記(5)に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。

(5) 取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額(なお、取得価額が本(5)により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における本会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。))が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。)並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。))」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。))」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{c} \text{調 整 後} \\ \text{取得価額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調 整 前} \\ \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\begin{array}{c} \text{調 整 後} \\ \text{取得価額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調 整 前} \\ \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

③ 下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{c} \text{調 整 後} \\ \text{取得価額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調 整 前} \\ \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{－本会社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1 株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{普通株式 1 株当たりの時価} \\ \text{(発行済普通株式数－本会社が保有する普通株式の数)} \\ \text{＋新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

変 更 案

- ④ 本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。))に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数(但し、本会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

変 更 案

(6) 合理的な措置

上記(3)乃至(5)に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、本会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

5. A種優先株式を対価とする取得請求権

(1) A種優先株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、本会社に対して、下記(2)に定める数のA種優先株式(以下「請求対象A種優先株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下「A種優先株式対価取得請求」という。)、本会社は、当該A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象A種優先株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

(2) B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数は、A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に10を乗じて得られる数とする。

6. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- ① 本会社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ② 本会社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- ③ 本会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

7. 法令変更等

法令の変更等に伴い本別紙2の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、本会社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

定款一部変更の件 (2)

(下線は変更部分)

変 更 前	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は<u>64</u>億株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は普通株式350億株、A種優先株式50億株、B種優先株式5億株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は<u>141</u>億株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は普通株式350億株、A種優先株式50億株、B種優先株式5億株とする。

※変更前は、「定款一部変更の件 (1)」に係る定款変更の効力発生後のものを表しております。

以 上